

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系配管の供用期間中検査において、配管サポートのUボルト固定用ナットに脱落（1箇所）が認められたため、当該Uボルトとナットを交換及び対応検討	C	
2	1号機	非常用ガス処理系（B）定例試験において、通常換気系排気バイパス弁（B）全閉操作時、閉表示ランプ用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
3	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）潤滑油タンクのレベル計において、指示不良が認められたため、当該レベル計を修理	D	
4	1号機	低圧タービン（B）動翼（18段）の磁粉探傷検査において、欠陥磁粉模様が見られたため、動翼交換（計4枚）、溶接修理及び表面処理による欠陥除去修理	C	
5	2号機	タービン建屋給気加熱コイル（B・C）加熱蒸気復水戻り配管のY形ストレーナ点検時、金網に損傷が認められたため、当該ストレーナを交換	D	
6	2号機	タービン発電機制御盤の発電機機内水素ガス圧力計指示値とプロセス計算機に表示されている発電機水素ガス圧力に誤差が認められたため、対応検討	D	
7	4号機	格納容器漏えい率検査成績書において、添付の検査体制表（実績）に一部不備が認められたため、検査体制表（実績）を追加作成	C	
8	5号機	5、6号機用水素・酸素供給設備の水素トラレーラ切替弁及び水素パージ弁において、弁ハンドル操作時に動作不良（固着ぎみ）が認められたため、当該弁（8台）を点検・修理	D	
9	6号機	非常用ディーゼル発電機用燃料油ストレーナ差圧計において、負圧側目盛（赤色）が不鮮明であることが認められたため、当該差圧計を交換	D	
10	6号機	タービングランドシール系グランド蒸気排風機出口プロセス放射線モニターサンプルポンプ（B）運転中、流量計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
11	6号機	タービン建屋換気空調系北側給気冷却コイル出口冷却水ドレン配管に詰まりの可能性が認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	6号機	タービン建屋換気空調系北側給気冷却コイル冷却水出口配管のドレン弁にシートパス（1滴/秒）が認められたため、当該ドレン弁を点検・修理	D	
13	集中環境施設	廃液濃縮系床ドレン凝縮水ポンプの吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
14	その他	新燃料予備チャンネルファスナの在庫管理において、不備（管理台帳の記載と実態に一部相違）が認められたため、対応検討	C	
15	その他	水処理設備 排水処理装置処理水ポンプ（B）の出口配管において、水の滲みが見られたため、当該配管を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで